

○神奈川県川崎競馬組合条例等の公布に関する条例

(平成12年4月1日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、条例等の公布に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例等の公布)

第2条 神奈川県川崎競馬組合条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 神奈川県川崎競馬組合条例の公布は、神奈川県川崎競馬組合事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、神奈川県川崎競馬組合規則にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第4条 前条の規則を除くほか、管理者及び組合の定める規則及びその他の規程で公表要するものは、署名を除くほか、第2条の規定を準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。